暫　定　版　※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

議　会　運　営　委　員　会　記　録

日	令和８年10月２日（金）　（第３回定例会）			
時	午後２時34分　開議　（　休憩　な　し　）　午後２時44分　散会			
場　所	第１委員会室			
出席委員	前田　健一郎	段木　和彦	茂呂　一弘	岳田　雄亮
	伊藤　隆広	渡辺　忍	安喰　初美	椛澤　洋平
	亀井　琢磨	森山　和博	小松﨑　文嘉	
正副議長	松坂　吉則（議長）　川合　隆史（副議長）			
担当書記	岡田　昌樹　　市場　涼介			
説明員	**副市長**　那須　一恵			
	総務局			
	総務局長　中尾　嘉之		総務課長　濱木　功	
	議会事務局			
	議会事務局長　香取　徹哉		議会事務局次長　小名木　啓一	
	総務課長　阿部　哲也		議事課長　安西　雅樹	
	調査課長　松木　ゆうき			
協議案件	１　追加議案について ２　意見書案について ３　議事の流れについて			
その他				

委　員　長　　前　田　健一郎

午後２時34分開議

○委員長（前田健一郎君）　ただいまから議会運営委員会を開きます。

傍聴の皆様に申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

追加議案について

○委員長（前田健一郎君）　それでは、協議を行います。

初めに、追加議案について事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長　追加議案につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

資料１、追加議案一覧表を御覧願います。

今回追加されます議案は、補正予算３件、条例議案１件の計４件でございます。

議案第152号から第154号までの３議案は、千葉豪雨、台風25号に伴う災害復旧事業等に係る補正予算でございます。

議案第155号は、千葉市立学校授業料等徴収条例の一部改正についてでございます。

追加議案の取扱いにつきましては、上程しまして、提案理由説明の後、本会議を一旦休憩いたしまして、全員協議会での議案研究をお願いいたします。

本会議再開後は、委員会付託を省略し、採決をお願いしたいと存じます。

追加議案に係る説明は、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君）　御質疑等があればお願いいたします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（前田健一郎君）　御発言がなければ、以上のとおり決定いたします。

意見書案について

○委員長（前田健一郎君）　次に、意見書案について御協議願います。

資料２、令和８年第３回定例会意見書案を御覧いただきたいと存じます。

件名一覧のとおり、全交渉会派共同で意見書案が２件提出されております。

それでは、ナンバー１の意見書案について、立憲民主・無所属さんから説明をお願いいたします。亀井委員。

○委員（亀井琢磨君）　御承知のとおり、前月の千葉豪雨、そして今月の台風25号によりまして、本市は大変な災害被害に見舞われております。

今議会におきましても、災害対応、災害対策のための補正予算も次々と講じられているところでありますけれども、市民生活はまだ復旧途上でありまして、大変厳しい状況、様々な課題も抱えております。市民生活の速やかな復旧、再生に向けまして、国に対しまして要望していく必要があると考えますので、追加でございますが、ぜひともこの機に提起させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、読み上げさせていただきます。

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の拡充及び柔軟な運用を求める意見書案でございま

す。

令和８年８月千葉豪雨は、市内で浸水や土砂災害をもたらし、多くの市民が甚大な被害を受けております。被災者の生活再建を支援する上で、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度は極めて重要な役割を果たしておりますが、近年の大規模災害の頻発や建設業界の人手不足、建築資材価格の高騰等により、現行制度の規定や運用と、被災現場の実情との間に乖離が生じているところであります。

今回の災害において、国が原則とする、災害発生から３か月以内での修理完了は困難でありまして、期限の延長措置も講じられたところでありますけれども、現場では、いまだ多くの被災住宅が工事の着手にも至っていない状況でございます。今後も期限の延長が必要であるほか、衛生上の懸念からやむを得ず、先行して自費で修理を行った被災者の方が現行制度の対象外となる事態や、あるいは近年の猛暑における居住環境の安全確保といった課題も顕在化しております。

こうした状況を踏まえまして、被災者が一日も早く安心して生活を再開できるように、制度の拡充と柔軟な運用が必要と考えております。

ということで、本市議会は国に対して、以下の事項を強く要望したいと考えます。

１つに、建設事業者の確保や見積作成等に一定の期間を要する現場の実態を踏まえ、今は原則３か月とされている応急修理の実施期間について、あらかじめ６か月から１年程度を標準とするよう制度を改めていただくこと。また、被災規模や施工体制に応じて、迅速かつ柔軟に再度の期限延長を行えるよう、運用を見直すこと。

２つに、カビの発生や浸水に伴う衛生上の問題等により、自治体による応急修理の実施を待てずに被災者が自費で応急修理を実施、完了した場合であっても、一定の要件を満たす場合には事後申請による費用の助成、償還払いを可能とするよう、法制度及び通知を改定すること。

３つに、給湯器等のライフライン設備と同様に、居室等の冷暖房設備を、室外機を含めまして、応急修理の対象に加えるとともに、資材価格の高騰等を踏まえ、限度額の引上げを行うこと。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（前田健一郎君）　次に、ナンバー２の意見書案について、自民党さん、お願いいたします。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君）　ナンバー２、災害発生時における残土条例の弾力的運用を求める意見書案でございます。

本年８月の千葉豪雨によりまして、市内各所におきまして土砂崩れなどの甚大な被害が発生している状況でございます。この土砂崩れに対しては、その発生現場から一旦仮置場に集約して、集約された仮置場から最終的に処分するという流れで実際に対応しているところなんですけれども、ここに係る県の条例、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、いわゆる残土条例というものでは、第15条第１項の規定によりまして、土砂崩れが発生した箇所ごとに土壌分析をすることが必要であると定められております。

現在、発生した箇所から仮置場に置いてという流れの中で、毎回発生個所で土壌分析ということを実際にはできないと、それをやっていたらスムーズな対応ができないという中で、この条文の規定が円滑な災害対応に対して支障を来しているという状況でございます。

一方で、その条例の第４項には別の規定もありまして、その規定を活用することで、災害発生時においては弾力的な対応ができるということになっておりますので、今回、この災害に対する土砂崩れの土砂の処理に際しまして、この残土条例の第14条の第４号の規定を活用するなど、弾力的な運用を求めるという内容になっておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○委員長（前田健一郎君）　この種の意見書案の取扱いは、先例により、議会運営委員会理事会で協議することとなっておりますが、今回は、全交渉会派の共同で提出されることになっていることから、理事会を省略して取り扱うこと、また、５日の本会議に、議会運営委員会から提出するということでよろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（前田健一郎君）　それでは、以上のとおり決定いたしました。

議事の流れについて

○委員長（前田健一郎君）　最後に、10月５日の議事の流れについて、事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長　10月５日の議事の流れについて、御説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

資料３、10月５日の議事の流れについてを御覧願います。

10月５日は、午後１時開議でございます。

まず、１番、会議録署名人選任の件の後、２番、決算関係議案に関する委員長報告、討論、採決でございます。

なお、決算関係議案の採決順序につきましては、先日開催されました決算審査特別委員会理事会の際にお配りさせていただいておりますので、御了承願います。

次に、３番、追加議案の審議でございます。

先ほど御説明させていただきました、補正予算及び条例議案の審議でございまして、上程、提案理由説明の後、一旦休憩して全員協議会での議案研究、本会議再開後は委員会付託を省略し、全員協議会で決定した方法により、採決をお願いいたしたいと存じます。

なお、この全員協議会は、効率的に審議を進める観点から、議場にて開催していただきたいと存じます。また、質疑につきましては、さきの幹事長会議におきまして、会派所属議員については１人、または無所属議員が行えるものとし、質問方式は一括質問、時間は答弁を含めず15分以内で、１回目から自席にて行っていただくよう決定されておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に４番、先ほど御協議いただきました意見書案関係の発議審議でございます。審議方法は５日に別途配布させていただきますけれども、上程、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、採決という流れでございます。

意見書案の審議が終わりますと、今定例会は閉会となります。

説明は、以上でございます。

○委員長（前田健一郎君）　御質疑等があればお願いいたします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（前田健一郎君）　御発言がなければ、以上のとおり決定いたします。会派内の周知

をお願いいたします。

なお、決算審査特別委員会の開議時間は、15時15分といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（前田健一郎君）　それでは、開議時間は15時15分といたします。

以上で、議会運営委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後２時44分散会